

## 釜石市新産業創出促進助成事業のご案内

### 1 対象

釜石市内に住所または事業所を有する中小企業者及び業種の異なる中小企業者などで構成された団体。

### 2 内容

#### 新商品・新技術開発事業

- ・補助率 1 / 2 （補助限度額 100 万円）

成果や事業化が特に期待できる場合には補助率 2 / 3

#### 事業化促進事業

- ・補助率 1 / 2 （補助限度額 100 万円）

#### 販路開拓促進事業

- ・補助率 1 / 2 （補助限度額 50 万円）

#### 人材育成事業

- ・補助率 1 / 3 （補助限度額 10 万円）

### 3 公募期間

平成 22 年 5 月 17 日（月）から平成 22 年 6 月 18 日（金）まで

### 4 問い合わせ

財団法人釜石・大槌地域産業育成センター 総合支援部

電話 26-7555

### 補助対象経費等一覧

事業区分	事業細目	対象経費	補助額
		経費区分	
新商品・新技術開発事業	(1) 商品又は新技術の研究開発（試作、デザイン研究開発等を含む。）に係る事業 (2) 新商品又は新技術の研究開発に係る調査分析事業 (3) 既存商品又は既存技術に係る調査分析事業 (4) 中小企業者等の技術の高度化に関する事業	謝金	補助事業に要する経費から寄付金その他収入額を控除した額の 2 分の 1（成果や事業化が特に期待できる場合は 3 分の 2）に相当する額以内の額とし、100 万円を限度とする。
		旅費	
		研究開発費	
		その他経費	
事業化促進事業	(1) 新商品又は新技術を開発し、事業化を促進する事業 (2) 事業化を促進するための広告事業	謝金	補助事業に要する経費から寄付金その他収入額を控除した額の 2 分の 1 に相当する額以内の額とし、100 万円を限度とする。
		旅費	
		その他経費	
		委託費	
販路拡大促進事業	(1) 展示会の開催又は見本市への参加事業 (2) 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路拡大促進に関する調査及び指導事業 (3) 新商品等の販路拡大促進のための広告事業	謝金	補助事業に要する経費から寄付金その他収入額を控除した額の 2 分の 1 に相当する額以内の額とし、50 万円を限度とする。
		旅費	
		その他経費	
		委託費	
人材育成事業	(1) 公的産業支援機関等が経営者等を対象に行う経営手法及び営業手法の研修等に参加する事業	研修参加費【負担金（旅費、宿泊費、懇親会費を除く。）テキスト代】	補助事業に要する経費から寄付金その他収入額を控除した額の 3 分の 1 に相当する額以内の額とし、10 万円を限度とする。